



福岡医発第 908 号（地）
令和 5 年 6 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記ガイドラインにつきましては、令和 5 年 5 月 1 日付福岡医発第 374
号（地）等にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、標記ガイドライン内の質疑応答集
(Q&A) 問 3 に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部を更新しガ
イドラインを改正した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとと
もに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和 5 年 6 月 21 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事

細 川 秀 一

釜 菴 敏

(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知依頼）

標記ガイドラインにつきましては、「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知依頼）」（令和 5 年 5 月 1 日付、日医発第 271 号（法安）（健Ⅱ））により周知方お願いさせていただいたところです。

今般、標記ガイドライン内の質疑応答集（Q&A）問 3 に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部に更新があるため、ガイドラインが改正された旨、厚生労働省より情報提供がございましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

<厚生労働省ホームページ（自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年）>

- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107741.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（令和 5 年 6 月 14 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107742.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」改正後全文（第 4.1 版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107743.pdf>

事 務 連 絡

令和5年6月14日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省 健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年4月26日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

この度、ガイドライン内の質疑応答集（Q&A）問3に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部に更新があるため、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方
及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等
に関するガイドライン

令和5年6月14日（第4. 1版）



目 次

はじめに

第1章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

- 遺体からの感染リスクについて
- 納体袋について
- 人からの感染リスクについて
- 遺体への接触について

第2章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

- 2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）
- 2-2. エンゼルケア（死後処置）
- 2-3. 納棺
- 2-4. 遺体搬送
- 2-5. 通夜、葬儀
- 2-6. 火葬
- 2-7. 拾骨

● 質疑応答集（Q&A）

- 問1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。
- 問2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどうにすればよいですか。
- 問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどうにすればよいですか。
- 問4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。
- 問5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。
- 問6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。
- 問7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。
- 問8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。
- 問9 死亡前又は後の検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどうにすればよいですか。
- 問10 医療機関や施設で亡くなられた場合に自宅に遺体を移送してもよいですか。
- 問11 高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合、エンゼルケア（死後処置）は誰が行うことが考えられますか。

- 別添1「新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（関係者記入用）」
- 別添2 納体袋への収容方法
- 作成協力者

はじめに

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族等は、大切な人を失った辛さに加えて、その最期の場面を通常のかたちで迎えることができないという悲しみを抱くケースがあります。他方、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者の方は、献身的に業務に従事されながらも、感染対策等について多くの不安を抱えています。人間の最期の場面に尊厳を持って携わりながら、関係者の方の安全・安心に対して最大限に配慮し、これらの両立を図ることは、極めて重要な課題です。

こうした考え方をもとに、遺族等のご意思をできる限り尊重しつつ、適切な感染対策を講ずることができるよう、関係団体、専門家等の協力を得て、科学的根拠に基づき本ガイドラインを作成いたしました。このガイドラインを活用いただき、遺族等のお気持ちに配慮すると同時に関係者の方の安全・安心にも配慮し、その社会的に重要な業務を継続的に実施していただくようお願いいたします。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺族等をはじめ、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者が臨終後の対応、今後の社会状況の変化や遺族等の意向を踏まえた葬儀、火葬等を執り行うに際して参照することを主に想定しています。現時点で考えられている遺体からの感染リスクと対策の目安をまとめていますので、状況に応じた感染対策の実現のための参考としてください。なお、新型コロナウイルス感染症に関する知見は、日々蓄積されています。これに伴い、今後、本ガイドラインの内容も更新する可能性があることをご承知おきください。

令和5年1月改正にあたって

国内でワクチン接種が進み、治療の選択肢が出てきたこと等から、新型コロナウイルス感染症の対策は変化してきています。政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、「社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むこと」としており、また、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案して当該感染症の「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けの在り方を検討しているところであり、今般、本ガイドラインを改正することとしました。

葬儀や火葬では、屋内で高齢者や基礎疾患のある者と接することがあるため、平時からのワクチン接種に加え、基本的な感染対策として、体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等が重要になります。本ガイドラインを活用いただき、適切な感染対策を講じて、遺族等のご意思をできる限り尊重するようお願いいたします。各事業者におかれては、本ガイドラインに沿った対応を行う準備を行い、できる限り早急に対応するようお願いいたします（準備を行っている期間の場合は、遺族等や医療機関等にその旨を説明してください）。

なお、これらの感染対策は、感染力や重篤性が異なる新たな変異株の出現などにより変更され得るものであり、変更があった場合には改めて周知いたします。

令和5年3月改正にあたって

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」等により、マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とすること、流行期に高齢者等重症化リスクの高い者が混雑した場所に行くときには感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されること、マスク着用の考え方の見直しは令和5年3月13日から適用すること等の方針が示されたことから、本ガイドラインを改正し、令和5年3月13日から適用することとしました。

令和5年4月改正にあたって

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更される予定です。「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が示され、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、本年5月8日から、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、政府は個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととされています。また、令和5年5月8日以降は、一般に保健所から新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛を求められることはなくなります。

他方で、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体については、引き続き、接触感染、搬送時等の体液等の漏出に伴う感染に注意する必要があります。

これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じることは継続する、基本的な感染対策については個人や事業者の判断に委ねることを基本とする等の観点で、本ガイドラインを改正し、令和5年5月8日から適用することとしました。

＜本ガイドラインのポイント＞

- 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。

※ ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。

- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はありません。

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。

※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。

※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。

- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。

※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、拾骨を執り行うようお願いします。

第1章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

● 遺体からの感染リスクについて

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染、エアロゾル感染で感染します。遺体においては、体内に感染性ウイルスが残存していても、呼吸や咳による飛沫感染やエアロゾル感染のおそれはありませんが、接触感染、搬送時等の体液等の漏出に伴う感染に注意する必要があります。しかしながら、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの感染リスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

WHO のガイダンス（令和2年9月4日版）でも、遺体の曝露から感染するという根拠はないとされております。

また、生存している場合、感染者からの感染は、発症日から10日間経過した後（無症状者では検体採取日から10日間を経過した後）はほぼ起こらないことから、感染予防策を実施する期間が定められています。感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

（参考）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」より抜粋

【参考】感染予防策を実施する期間*¹

患者（発症者）	①発症日から10日間* ² 経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、または、 ②発症から10日間* ³ 経過以前に症状軽快して24時間経過後、PCR検査で24時間以上間隔をあけて2回の陰性が確認された場合
人工呼吸器などを要した患者	①発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過* ⁴ 、または、 ②発症から20日間経過以前に症状軽快し、症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあけて2回の陰性を確認した場合* ⁵
無症状病原体保有者	検体採取日から7日間を経過した場合には療養解除を可能とする。ただし10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認などを行う。

*¹ 転院時にも本期間を考慮する

*² 無症状病原体保有者の場合は、検体採取日から10日間

*³ 無症状病原体保有者の場合は、検体採取日から6日間

*⁴ 発症日から20日間経過までは、退院後も適切な感染予防策を講ずること

*⁵ 症状とはCOVID-19による症状を指す。人工呼吸器関連肺炎（VAP）や続発した肺炎や合併症ならびに併存症などによる症状は除く。ただし、個々の症例の感染性については検査などによる定量的評価は困難であり、文献等を参考に主治医の判断が求められる（参考1）。

（参考）

・国立感染症研究所、発症からの感染可能期間と再発性症例における感染性・二次感染リスクに関するエビデンスのまとめ、2021.2.18.

・厚生労働省 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（2022.1.5、2022.2.2.一部改正）

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

2 新型コロナウイルスについて

問2「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

● 納体袋について

遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。

ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。（使用方法は別添2参照）

感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に扱うことができ、納体袋に収容する必要はありません。

● 人からの感染リスクについて

マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。

「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。

● 遺体への接触について

感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、臨終後の対応、エンゼルケア（死後処置）※1で触れる場合は、新型コロナウイルス感染者に接する場合に準じた対応※2が必要です。

※1 清拭、整容とともに、鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等

※2 サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用

また、感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、納棺で棺に入れる際に触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン（又は使い捨てエプロン）を着用することが推奨されます。

上記の場合、上記以外の場合ともに、遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

なお、感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。

第2章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

本章では、臨終後の対応から拾骨までの間に想定される場面ごとに、関係者における感染管理上の留意点をまとめています。「◆対応のポイント」では、関係者に共通する基本的な留意点や対応策を記載し、「◆〇〇の方へ」では、関係者ごとに、より具体的な対応策を記載しています。

個別の場面における主な関係者

	遺族等 の方	医療従事者 等の方	遺体等を 取り扱う 事業者の方	火葬場従事者 の方
2-1. 臨終後の対応 (死亡確認後の遺族等 の方への対応)	●	●		
2-2. エンゼルケア (死後処置)	●	●	●	
2-3. 納棺	●	●	●	
2-4. 遺体搬送	●		●	
2-5. 通夜、葬儀	●		●	
2-6. 火葬	●		●	●
2-7. 拾骨	●			●

- 地域の実情や亡くなられた場所等によって、関係者が表と異なることがあります。高齢者施設等や自宅で亡くなられた場合、臨終後の対応、エンゼルケア（死後処置）は、医療従事者や施設職員等、遺体等を取り扱う事業者の方が地域の実情等に応じて対応いただくことになります。
- 各関係者が適切な感染対策を講ずるためには、遺体等の取扱いや遺族等に関する情報が必要となりますので、別添の「新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート」を活用する等して、適切な情報の伝達に心がけてください。
- 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、臨終後の対応、エンゼルケア（死後処置）で触れる場合は、新型コロナウイルス感染者に接する場合に準じた対応※をお願いします。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。

※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用

着用



脱衣



- ※1. 図ではアイシールド付きマスク（シールドマスク）を使用していますが、マスクとゴーグル又はフェイスシールドの組み合わせも同様です。
- ※2. キャップの使用は必須ではありません。
- ※3. 死後は咳嗽が起こらないため、死後の抜管においてはエアロゾルを考慮したN95 マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第4版より
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=418

（参考）厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

個人防護具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の個人防護具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させます。使用後の個人防護具はビニール袋などにまとめて入れ、口を縛ってから、蓋つきのごみ箱に入れるようにします。

2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）

◆対応のポイント

- 遺族等の方は悲しみと不安を抱えておられますので、お気持ちに寄り添いながら対応を行ってください。病室でひと時のお別れの時間を設けることも考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に臨終後の対応で触れる場合は、新型コロナウイルス感染者に接する場合に準じた対応※が必要です。
※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用
 - ・ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。
- 人からの感染リスクへの対応：
 - ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
 - ・ 流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
 - ・ 手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
 - ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に臨終後の対応が行えるように、医療従事者等の指示に従ってください。
- ・ 遺体に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆医療従事者等の方へ

- ・ 遺族等の方や遺体等を取り扱う事業者の方に対して、次の説明をします。
 - ✓ 遺体からの感染を避けるためには、接触感染に注意する必要があること
 - ✓ 接触感染に対しては、手指衛生の徹底等、一般的な感染対策を行うことで十分に感染のコントロールが可能であること
 - ✓ （遺族等の方に対して）葬儀等の際は、思わぬリスクを避けるため、遺体等を取り扱う事業者の指示に従うこと
- ・ 遺体等を取り扱う事業者の方に対して、新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体である旨を説明します。仮に、遺体搬送後に当該患者が新型コロナウイルス感染症患者であると確定した場合には、速やかに遺族等の方及び遺体等を取り扱う事業者の方に伝達をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症が疑われていた患者の遺体搬送後に、新型コロナウイルス感染症ではないと確定した場合にも、速やかに伝

達をお願いします。

- ・各関係者が適切な感染対策を講ずるため、遺体等の取扱いに関する情報が必要となりますので、感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか、体液等の漏出予防、納体袋使用など、別添の「新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート」の活用をお願いします。

2-2. エンゼルケア（死後処置）

◆対応のポイント

- 医療従事者等及び遺体等を取り扱う事業者の方には、最期の場面にふさわしい容貌となるように、可能な範囲で配慮をお願いします。
- 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うようお願いします（通常の遺体と同様に取り扱うことができるようになり、納体袋に収容する必要がなくなります。以降の取扱いは、清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防が行われていることを前提としています。）。
 - ※ ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。（使用方法は別添2参照）
 - ※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体は、ケア中に漏出・飛散し得る体液等との接触リスクが想定されますので、ケアを担当される方は新型コロナウイルス感染者に接する場合に準じた対応※が必要です。
 - ※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用
 - ※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- 人からの感染リスクへの対応：
 - ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
 - ・流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
 - ・手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
 - ・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。

◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全にエンゼルケア（死後処置）が行えるように、医療従事者等や遺体等を取り扱う事業者の方の指示に従ってください。
- ・遺体に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆医療従事者等及び遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・通常の清拭、整容をしてください。
- ・鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うようお願いします。これにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができるようになり、納体袋に収容する必要がなくなります。ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺

体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。（使用方法は別添 2 参照）

- ・感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体にエンゼルケア（死後処置）で触れる場合は、新型コロナウイルス感染者に接する場合に準じた対応※が必要です。

※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用

（参考）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方へのエンゼルケア（死後処置）の例

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方には、体液等の流出予防のため、鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等を含めたエンゼルケア（死後処置）を行う。
- ・必要物品：エンゼルケアセット（綿球、カット綿、ゼリー等）、紙おむつ、衣類（遺族が希望するもの）、清拭用タオル、洗面器、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）等
- ・ケアの手順
 - (1) 衣類・義歯の装着については、患者の宗教や習慣を尊重し、遺族の意向を確認する。
 - (2) ケアをする人は、処置前にサージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を付ける。
 - (3) 全身を清拭し、鼻、肛門等に詰め物等をして、紙おむつをあてる。
 - (4) 点滴の刺入部等、体液の滲出が見られるところは、テープ等でふさぐ。
 - (5) 遺族の希望に応じ衣類を替える。
 - (6) 髪を整え、遺族の希望に合わせて化粧をする。
 - (7) 口が閉じない時は、枕を少し高くしてタオルを顎の下に入れる。
 - (8) 個人防護具をとり、手指衛生を実施する。

2-3. 納棺

◆対応のポイント

○ 遺体からの感染リスクへの対応：

- ・感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの接触感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- ・感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、納棺で棺に入れる際に触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン（又は使い捨てエプロン）を着用することが推奨されます。
- ・遺体を棺に入れた後は、遺体に触れた手袋とは別の手袋をして、適切な消毒薬で棺表面を清拭・消毒します。
- ・棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができます。
- ・遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができます。
- ・感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。

○ 納棺前や納棺時における遺族等の遺体への面会：

- ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ・流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- ・手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
- ・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- ・遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

○ 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。

◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全に納棺が行えるように、医療従事者等や遺体等を取り扱う事業者の方の指示に従ってください。
- ・遺体に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆医療従事者等の方・遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・医療従事者等の方と遺体等を取り扱う事業者の方は、次のことを確認し合うことが望めます。
 - ✓ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に、納棺で棺に入れる際に

触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン（又は使い捨てエプロン）を着用することが推奨されること

- ✓ 遺体を棺に入れた後は、遺体に触れた手袋とは別の手袋をして、適切な消毒薬で棺表面を清拭・消毒すること
 - ✓ 棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができること
 - ✓ 遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができること
- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方又はその疑いがある方の遺体の納棺に際しては、遺族等の方に対し、感染対策を求める場合は、当該感染対策について十分な説明を心がけてください。

2-4. 遺体搬送

◆対応のポイント

○ 遺体からの感染リスクへの対応：

- ・ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの接触感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- ・ 納棺時に棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができます。
- ・ 遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができます。
- ・ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。

○ 遺体搬送時における遺族等の遺体への面会：

- ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ・ 流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- ・ 手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
- ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- ・ 遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

○ 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に遺体を搬送できるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 遺族等の方に対して、通夜、葬儀、火葬に当たり、施設内では係員の指示に従うことの説明をします。また、遺族等の方に対し、感染対策を求める場合は、当該感染対策について十分な説明を心がけてください。
- ・ 火葬の予約を入れる際には、次の点も火葬場従事者の方に伝えます。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体であること
 - ✓ 清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防が行われた状態であること、又は損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋に収容・密閉さ

れた状態であること

(万一、上記の状態ではない場合には、必ずその旨を告げるとともに遺体の状況等を伝えること)

2-5. 通夜、葬儀

◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。
- ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。
- 通夜、葬儀を執り行うことが困難な場合は、火葬後に後日、改めて骨葬を執り行うこと等も考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの接触感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
 - ・ 納棺時に棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができます。
 - ・ 遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができます。
 - ・ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。
- 通夜・葬儀時における遺族等の参列：
 - ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
 - ・ 流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
 - ・ 手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
 - ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
 - ・ 遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。
- 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に通夜、葬儀が執り行えるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。
- ・ 遺体に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・通夜、葬儀に当たり、遺族等の方に、施設内では係員の指示に従うことの説明をします。また、遺族等の方に対し、感染対策を求める場合は、当該感染対策について十分な説明を心がけてください。

2-6. 火葬

◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。

※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。

- 遺体からの感染リスクへの対応：

- ・ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの接触感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- ・ 納棺時に棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができます。
- ・ 遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができます。
- ・ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。

- 火葬時における遺族等の参列：

- ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ・ 流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- ・ 手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
- ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- ・ 遺体に火葬前に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

- 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。

- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。

※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に火葬が執り行えるように、火葬場従事者の指示に従ってください。

- ・遺体に火葬前に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・火葬場従事者とも連携し、遺族等の方に対し、感染対策を求める場合は、当該感染対策を行います。

◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬に当たり、遺族等の方に、施設内では係員の指示に従うことの説明をします。また、遺族等の方に対し、感染対策を求める場合は、当該感染対策について十分な説明を心がけてください。
- ・適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の方の動線分離も必要ありません。
- ・燃焼室下部等に明らかに火葬前の遺体の体液等が付着している場合には、適切な消毒を行います。
- ・納体袋の破損等により、火葬作業中に体液等が作業者の顔に飛散するおそれのある特殊なケースでは、火葬作業者はサージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用することが推奨されます。

2-7. 拾骨

◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、拾骨を執り行うようお願いします。
- 遺族等の拾骨への参列：
 - ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
 - ・ 流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
 - ・ 手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
 - ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。
- 遺骨から感染することはない、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ありません。

◆遺族等の方へ

- ・ 感染対策について共通の理解のもと拾骨が執り行えるように、会葬者は火葬場従事者の指示に従ってください。

◆火葬場従事者の方へ

- ・ 火葬後は、通常どおりの拾骨に関する業務を行います。

●質疑応答集（Q&A）

問 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症になった後は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬することはできません（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 3 項）*。

* 通常、24 時間以内の火葬は禁止されています（墓地、埋葬等に関する法律第 3 条）。

問 2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどのようにすればよいですか。

新型コロナウイルスの環境下での生存期間は、プラスチック表面で最大 72 時間、ボール紙で最大 24 時間とされています。

必要に応じて清拭消毒や手指衛生を実施することで、遺品の取扱いは通常どおりに行って問題ありません。

（参考）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 第 9.0 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

問 3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は 2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm 以上）、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

葬儀、火葬の場面における接触感染の対策として、会葬者の手がよく触れる部分（ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、テーブルやカウンター）、その他共用で使用するもの等については、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的に清拭消毒をすることが考えられます。葬儀、火葬の場面において使用したタオル、衣類、食器、箸・スプーン等は、通常の洗濯や洗浄で対策を行います。

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第 5 版」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=490

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

問 9 「感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q9

問 4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀、火葬等に限らず、通常の葬儀、火葬等においても、遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が会することによって起こり得る接触感染、飛沫感染、エアロゾル感染が想定されます。これらは、感染対策でコントロールが可能です。

マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

また、流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

問 5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。

新型コロナウイルス感染症においては、市町村長の許可がある場合は土葬を行うことができます。

WHO のガイダンスによると、感染症により亡くなられた方を火葬しなくてはならないということではなく、火葬するか否かに関しては、文化等の要因によるものとされています。

問 6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。

新型コロナウイルス感染症は、感染者の咳やくしゃみ、つば等による飛沫感染や接触感染で感染すると一般的には考えられています。咳やくしゃみをしない遺体からの飛沫感染やエアロゾル感染は確認されておらず、接触感染対策を講じることでコントロールが可能です。WHO のガイダンスにおいても、遺体の曝露から感染するという根拠は現時点（令和 2 年 9 月 4 日版）では低いとされています。遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの感染リスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

2 新型コロナウイルスについて

問 2 「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

問 7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。

死後硬直で肺の拡張や収縮は起きないため、遺体を動かしても飛沫の発生はないと考えられます。

遺体を動かした際に体液が漏出する可能性はあり、それが飛沫となって飛び散る可能性はゼロではないものの、遺体からの飛沫感染やエアロゾル感染は確認されていません。遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの感染リスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

問 8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。

これまでに通常の遺体の取扱いにおいて、遺体から新型コロナウイルスに感染した事例の報告はなく、遺体からの感染の可能性は低いと考えられます。

動物実験では、鼻や肛門等の封鎖処置を行った場合、ウイルス伝播を抑制するとの研究結果があり、エンゼルケア（死後処置）により適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることの有用性が示されています。

一方で、体外に排出されたウイルスが環境中で一定期間感染性を保つことが報告されていることから（ウイルスは細胞の外では増殖できません）、死後にウイルスが増殖しなくとも患者体内には感染力を保ったウイルスが一定期間存在していると考えられます。感染力を持ったウイルスは便等、呼吸器以外の体液にも存在することが報告されており、遺体（特に体液）からの接触感染のリスクに対する防御が必要です。接触感染は、ウイルス汚染部を触れた手指で目や鼻腔、口腔等の粘膜を触れることにより成立しますので、手袋を装着していたとしても汚染された手袋で人や周囲環境に触れる行為は感染の原因となります。よって、手袋装着時は、人や周囲環境に触れないように注意することと、手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。

（参考）

厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）「遺体における新型コロナウイルスの感染性に関する評価研究」（研究代表者：斉藤久子）分担研究班。遺体における SARS-CoV-2 感染力低下に関する動物実験の実施。（研究分担者：河岡義裕）

問 9 死亡前又は後の検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどうのようにすればよいですか。

医師が総合的に判断し感染性がないとした場合は、通常の遺体と同様に取扱っていただいてもかまいません。

問 10 医療機関や施設で亡くなられた場合に自宅に遺体を移送してもよいですか。

遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。医療機関や施設から自宅に遺体を移送する場合も、エンゼルケア（死後処置）により適切な感染対策を講じることでリスクの低減がはかられ、更に遺体を納棺することで、感染のリスクは極めて低くなると考えられます。

問 11 高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合、エンゼルケア（死後処置）は誰が行うことが考えられますか。

高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合は、地域の実情等に応じてエンゼルケア（死後処置）を行っていただくこととなりますが、当該施設の看護職員や当該施設に応援で派遣されている協力医療機関等の看護職員などがエンゼルケア（死後処置）を行うことが考えられます。

●別添 1

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（関係者記入用）

この情報共有シートは、医療機関、葬儀会館等、火葬場へと遺体が移動していく中で、遺体と遺族等の方への対応に関する情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。次の過程の業務に従事している方のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方） 氏名：

性別：

生年月日：

死亡年月日：

関係者	申し送り事項
医療従事者等	●感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか （ はい ・ いいえ ） ※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。 ●清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等による体液等の漏出予防の有無 （ 有 ・ 無 ） ●損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋に収容・密閉されている場合 非透過性納体袋 素材（ 透明 ・ 非透明 ） 顔が見えるようになっているか（ はい ・ いいえ ） ●遺族等の方の代表者の氏名（ ） あれば特記事項（ ） ●その他の留意事項 （ ） （連絡先）施設名： 担当者： 電話番号：
遺体等を取り扱う事業者の方	●納棺時に棺表面を清拭・消毒の有無 （ 有 ・ 無 ） ●遺族等の方の代表者の氏名（ ） あれば特記事項（ ） ●その他の留意事項 （ ） （連絡先）事業者名： 担当者： 電話番号：

※記入欄は、必要に応じ、追加、修正等をしてください。

●別添 2

納体袋への収容方法

- 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずる場合は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。
- ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- 納体袋は液体が浸透しない（非透過性）素材の袋を使用してください。

【使用する納体袋について】

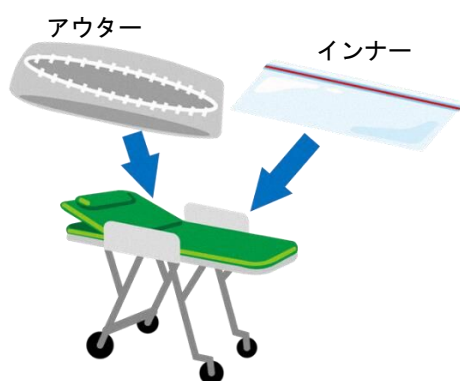
- ・アウターとインナーが分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。
- ・アウターとインナーが分かれていない納体袋を使用する場合、少なくともお顔の部分が透明な納体袋を使用してください。

【個人防護具の着用について】

- ・納体袋に遺体を収容する方は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用してください。

【収容手順の例】

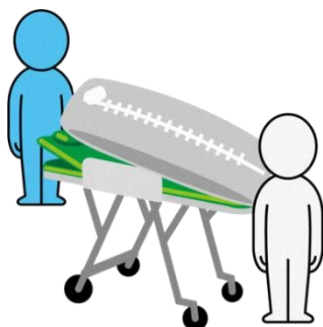
※ アウターとインナーが一体となった納体袋でも、同様の消毒手順や手指衛生を実施します。



- 1) 納体袋のアウターをストレッチャーに被せます。
- 2) 納体袋のインナーを開いてアウターの上に置きます。
- 3) ストレッチャーの高さを調整します。



- 4) 遺体をインナーに収容します。
- 5) インナーのチャックをしっかりと閉じます。
- 6) インナーの外側を適切な消毒薬で清拭消毒します。

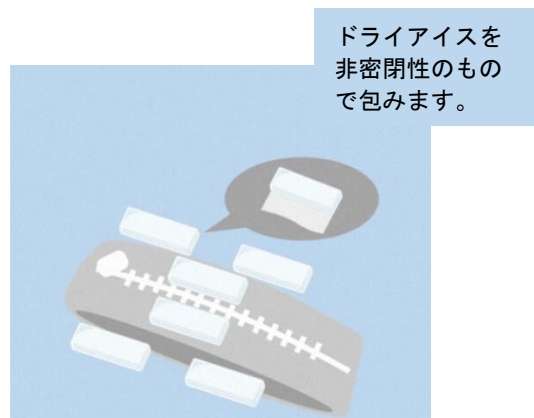


- 7) アウターのチャックをしっかりと閉じます。
- 8) アウターの外側を清拭消毒します。
- 9) 納体袋以外にも、体液等が付着した可能性のある箇所は清拭消毒します。
- 10) 作業後は流水・石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う等、手指衛生を徹底します。
- 11) この作業が終了した後、アウターのみを開ける場合には、アウターを閉鎖後、手指衛生を実施してください。

札幌市保健所：納体袋の使用手順 を参考に作成

【留意点】

- ・チャックの周囲等の素材が布である場合、そこから体液等が染み出る可能性があり、このような納体袋を使用する場合は、布の上を止水テープで覆うように貼って対処してください。
- ・納体袋を開封する場合は、手袋を装着して、体液による接触感染に注意してください。納体袋を開封して直接遺体に触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウンを着用し（必要に応じて目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）も着用）、遺体に触れた後に、不用意に物や人、自分自身を触らないよう注意してください（遺体に触れた手袋等で納体袋のアウターのチャックに触れた際は、清拭消毒してください）。手袋等を外した後は、流水・石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う等、手指衛生を徹底してください。
- ・遺体を冷却する必要があるドライアイスを使用する場合、気密性が高い納体袋にはドライアイスを入れず、また、納体袋にドライアイスが直接触れないよう注意してください。



ドライアイスは、納体袋の外側に直接触れないように使用します。

●作成協力者

- ・ 国立感染症研究所（感染病理部、薬剤耐性研究センター第四室）
- ・ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
- ・ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ・ 東京都
- ・ 公益財団法人東京都公園協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 日本医師会総合政策研究機構
- ・ 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
- ・ 公益社団法人日本看護協会

五十音順

(参考)

- ◆「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>
- ◆Infection Prevention and Control for the safe management of a dead body in the context of COVID-19. WHO interim guidance. 4 September 2020
- ◆CDC Web サイト Frequently Asked Questions における COVID-19 and Funerals
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/faq.html#COVID-19-and-Funerals>

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（令和5年6月14日）（赤文字が修正部分）

p 23 質疑応答集（Q&A）

問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどうにすればよいですか。

（現記載）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））又は亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上）による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=3

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

（修正案）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm 以上）、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=490

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

問9 「感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

#Q9

p 2 8

(現記載)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インター が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。

(修正案)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インナー が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。